

豊田工業大学総合ネットワーク利用心得

1. はじめに

この利用心得は、豊田工業大学総合ネットワーク(以下、本学ネットワーク)の利用目的、利用上の最低限のルール、およびこれらに違反した場合のペナルティについて平易に説明したものです。本学ネットワーク利用資格を得た者は、以後すべての利用行為に対して責任を持つこととなります。利用者は、この利用心得の趣旨を十分に理解し、社会の一員としての良識に基づいて本学ネットワークを利用して下さい。

なお、本学ネットワークの利用者は、利用に先立って利用案内講習を受講することが義務づけられています。

2. 利用目的

本学ネットワークは、情報処理関連施設利用規定第3条に示される設備・サービスの一つに位置づけられています。これは、一般プロバイダなどから提供されるネットワークの利用とは異なるものであり、教育・研究以外の目的のための利用は禁止されています。つまり、営利目的、娯楽目的、特定の政治・宗教活動目的のための利用や、その他、「ねずみ講」など法的に刑罰の対象となる行為の支援を目的とする利用は許されません。

3. コンピュータシステムの保全を心がけた利用

本学ネットワークシステムが円滑に運営されるためには、これを支えるコンピュータシステムが安全に機能していることが不可欠です。システムの安全の確保にとって最も大きな脅威は、コンピュータウイルスです。コンピュータウイルスに感染しているかもしれない出所不明のプログラムや電子メールを転送することは許されません。まして、ウイルスを送りつける行為は、刑事罰の対象ともなります。もし、知らない相手から電子メールによってバイナリファイルが届いた際、どうしてもこれを開封したい場合は、そのままフロッピーディスクなどに移して、ネットワークと接続されていないコンピュータで開封すべきです。

また、他の利用者の存在やシステムの負荷を考慮せず、利己的な都合だけを優先させるような利用の仕方も許されません。例えば、大量の電子メールを送受信したり、極めて高い計算負荷の予想されるプログラムをむやみに走らせたり、さらには、なかなかネットワークにつながらないからといって、自己の端末装置(クライアント)をネットワークに接続しっぱなしにするような行為は、システム全体の円滑な利用を阻害することになるので、やはり許されません。

4. 情報倫理に従った利用

本学ネットワークの利用者は、情報倫理すなわち最低限度の行為基準を心得ていなければなりません。情報倫理と言っても特に難しいものではなく、ネットワーク上であっても普通の社会生活と同様に社会の一員としての良識に従った利用が必要だということを自覚することに他ならず、また、心がければ誰でもできることです。

以下に、特に注意すべき遵守事項について述べます。

4.1 通信の秘密とプライバシーの保護

本学ネットワーク利用者には、情報通信のための電子メールや情報入手のための WWW などの利用が認められています。電子メールの送受信内容やネットワーク上で得た他人の情報に対しては、通信の秘密とプライバシーの保護が強く求められます。他人の電子メールの内容を勝手に見たり、電子メールを送信した人の承諾を得ないまま電子メールの内容を別の人に知らせたり、さらに、交信メンバーの限定されたメーリングリストやホームページを通じて得た情報をメンバー以外の人に伝えることは許されません。

4.2 著作権の保護

上記 4.1 と関連して、他人の著作物に関する著作権の保護があります。著作権は、文化的な創作活動の擁護を目的とするもので、原則として、著作物を創作した時点で著作権に対して自動的に発生する権利です。インターネット時代に対応すべく著作権法が改定されて来ており、私的利用だからと言っても他人の著作物を自分のホームページに勝手に転載できない「公衆送信権」や「送信可能権」が確立されました。また、カギカッコを付け、出所を明示して他人の情報を引用利用する行為にも、加えて引用の必然性や質的量的な主従関係、つまり引用先の情報が引用元のそれより少なくなければならないこと、の必要性が条件づけられるようになりました。

4.3 その他の社会的良識に反する行為の禁止

本学ネットワークの上では、ホームページの開設やメーリングリストの利用などを通じて、一定の情報コミュニケーション社会が形成されています。そこでは、コミュニケーションに参加する利用者相互の人間としての尊厳を尊重することが求められます。このことは、普通の社会における人間関係とまったく同じです。したがって、ネットワーク上での誹謗中傷とか名誉毀損行為、感情の流れにまかせた個人攻撃、不合理な差別行為などは、決して許されることはありません。また、状況をわきまえない面白半分だけのからかいや、いやがらせ、卑わいな言動なども非難の対象となることがあります。さらに、いわゆるチェイン・メール（電子メール版不幸の手紙）などネットワーク上の迷惑行為も禁止です。

5. 違反行為に対するペナルティ

これまでに述べた本学ネットワークの利用心得を守らない利用者に対しては、違反の程度に応じたペナルティが与えられます。故意でなく、まちがって違反行為に相当する利用の仕方をした場合でも、そのあやまち（過失）に対する責任が問われます。ペナルティには、別紙に示す法律上の義務に対する違法処置としての刑事罰、本学情報処理関連施設利用規定第 8 条に定められている利用者登録およびネットワーク利用の取消や、その他の措置があります。また、これらのペナルティが決定されるまでの間、仮の措置として本学ネットワークの利用が暫定的に停止されることもあります。

ペナルティのうち、利用者登録およびネットワーク利用が取消され、あるいは一時的に

でも停止されると、カリキュラム履習に支障が生じたり、場合によっては実質的に停学処分と同等の罰則を適用された状況に陥ることにもなりかねません。

6. おわりに

以上、この利用心得では、本学ネットワークの利用目的、利用上の最低限のルール、およびこれらに違反した場合のペナルティについて説明しました。ここに示す内容だけでなく、ネットワークの利用者は、相互の人格と活動を尊重し、だれもが快適に利用できるように常に配慮し合うことを心がけましょう。そうすることによって、本学ネットワークの利用環境は、ますます充実したものとなり、ひいてはこれが利用者ひとりひとりの快適なネットワーク利用を保証してくれることでしょう。